地独小病公示第１５号
令和元年８月２８日

公　　示

地方独立行政法人新小山市民病院における病児・病後児及び院内保育所運営業務について、公募型プロポーザル方式により運営事業者の選定を行うので、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人新小山市民病院
理 事 長　　島 田　和 幸

実 施 要 項

１　趣旨

本実施要領は、「病児・病後児及び院内保育所運営業務」の次期受託候補者を企画提案競技により選定するために必要な手続き等について定めるものとする。

２　業務の目的

子育て支援施策の一環として、疾病等により集団保育が困難な児童を一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援すること及び新小山市民病院に勤務する職員が安心して業務に専念できる環境整備を行うことを目的とする。

２　業務の概要

（１）業務名

病児・病後児及び院内保育所運営業務

（２）業務内容

仕様書のとおり

（３）委託期間

【病児・病後児保育】

令和２年４月１日 から 令和６年３月３１日まで　　※４か年

契約締結日の翌日から令和２年３月３１日までを、本業務の受託準備期間とし、準備期間中に発生した費用は本委託料の対象としない。

【院内保育】

令和２年４月１日 から 令和６年３月３１日まで　　※４か年

契約締結日の翌日から令和２年３月３１日までを、本業務の受託準備期間とし、準備期間中に発生した費用は本委託料の対象としない。

３　プロポーザル事務局

〒323-0827　栃木県小山市大字神鳥谷２２５１番地１
地方独立行政法人新小山市民病院
事務部経理課　用度係　　本田
TEL　0285-36-0289　内線 2809
FAX　0285-36-0300
E-Mail　ma.honda@hospital.oyama.tochigi.jp

４　全体スケジュール

公示日	令和元年　８月２８日	HP にて
手続に係る質問受付期限	令和元年　９月１１日	17:00 迄
手続に係る質問回答最終日	令和元年　９月１２日	随時 HP にて
企画提案書に係る質問受付期限	令和元年　９月２０日	17:00 迄
企画提案書に係る質問回答最終日	令和元年　９月２４日	随時 HP にて
参加申込期限	令和元年　９月１７日	17:00 迄･持参
参加資格審査結果通知日	令和元年　９月１９日	Mail & FAX
企画提案書提出期限	令和元年　９月２６日	17:00 迄
プレゼンテーション及びヒアリング並びに審査委員会	令和元年１０月　２日	
審査結果通知日	令和元年１０月　４日	Mail & FAX

５　参加資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

（１）　地方独立行政法人新小山市民病院契約規程（平成２５年４月１日規程第５１号。以下「契約規程」という。）第４条第１項に規定する者に該当していない者及び同条第４項の規定に基づく栃木県及び小山市並びに栃木県内市町の指名停止等の入札参加の制限を受けていない者であること。

（２）　市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（３）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（４）本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、アにあっては、子会社（会社法第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第２条第４項に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除き、イ（ア）にあっては、会

社の一方が更正会社又は民事再生法第２条第４項に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア　資本関係

（ア）親会社（会社法第２条第４項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係に有る場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係に有る場合

イ　人的関係

（ア）一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（５）次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

（６）病児・病後児保育及び院内保育の受託実績が共に３年以上（通算）有ること。

（７）仕様書等の内容を熟知し、業務内容を十分に理解した上で、企画提案に参加できること。

６　参加申込み

プロポーザル参加申請者は、次の通り参加申請書等を提出し、プロポーザル参加資格の審査を受けなければならない。なお、期間内に申請書の提出がない場合は、プロポーザルに参加することができない。

（１）　申請書類の入手方法

地方独立行政法人新小山市民病院ホームページ(http://www.hospital-oyama.jp/)

内の「入札情報」からダウンロードすること。

（２）　提出書類

ア　参加申請書（様式第１号）

イ　受託実績書（様式任意・５（６）を参照すること）

ウ　イを証する契約書の写し（頭書部分のみで可・多数実績の場合は３件で可・開示不都合箇所は黒塗り可）

エ　小山市物品購入等入札参加資格者名簿（令和元･２年度 営業種目 U8 その他の業務委託）に登載が為されていることが判る資料の写し

オ　エを提出することが出来ない者は、上記ア～ウの書類に加えて下記の書類も提出すること。

①　国税及び地方税の納税証明書（コピー可。直近年度）

ⅰ　国税の未納がない証明書

法人税、消費税：様式その３の３

ⅱ　地方税の納税証明書（または未納のない証明書）

市町村民税（東京２３区は法人都民税）

※本店で申請する場合は、本店所在地の納税証明、支店･営業所等で申請する場合は、支店･営業所所在地の納税証明

②　履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

（コピー可。申請日基準で発行日より３カ月以内のもの）

③　印鑑証明書

（コピー可。申請日基準で発行日より３カ月以内のもの）

④　誓約書（様式第２号）

（登記上の商号及び代表者の役職名･氏名を記入ください）

⑤　委任状（様式第３号）

（本社から支店･営業所等へ入札、契約等の権限を委任する場合にのみ提出すること）

⑥　使用印鑑届（様式第４号）

（支店長･営業所長等で申請する場合、及び契約･請求等において実印をしない場合に提出すること。）

⑦　会社概要書（パンフレット可）

⑧　財務諸表（直近決算時のもの）

（３）　提出期間

公示の日から令和元年９月１７日（火）まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前９時から午後５時まで）

（４）　提出場所

３．と同じ。

（５）　提出方法

持参。

7　参加資格審査結果通知

（１）参加資格は提出された書類により審査し、その結果は令和元年９月１９日（木）に参加資格審査確認通知書（様式第５号）により通知（FAX ならびに E-Mail）する。

（２）参加資格がないと認定された者には、（１）の通知書にその理由を付すものとする。

（３）参加申請の際に６．（２）オ ①～⑧を提出し、参加資格が有ると認定された場合、この当院の認定により小山市の入札参加資格も同時に得られるものではないことに注意すること。

　爾後、小山市の入札参加を希望する者は、本案件の参加申請とは別に、小山市において入札参加申請を行うこと。

8　質問の受付及び回答

（１）プロポーザルに係る内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア　参加手続に関すること

①　受付期間

公示日から令和元年９月１１日（水）午後５時まで。

②　受付場所

３と同じ

③　受付方法

質問書（様式第６号）を、FAX 又は E-mail により提出すること。

④　回答期間

公示日から令和元年９月１２日（木）まで。

イ　企画提案書に関すること

①　受付期間

公示日から令和元年９月２０日（金）午後５時まで。

②　受付場所

３と同じ

③　受付方法

質問書（様式第６号）を、FAX 又は E-mail により提出すること。

④　回答期間

公示日から令和元年９月２４日（火）まで。

（２）前記（１）の質問に対する回答は、すべて当院のホームページへ掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。なお、ホームページアドレスは３と同じ。

※仕様の補足等が掲載されることもあるので、回答については提案書等の提出前に必ず確認を行うこと。

（３）誠意をもって回答をするが、プロポーザルに関係のない質問、悪意のある質問

および極めて専門的な質問で回答が困難なものについては、回答しない。

９　企画提案書等の提出

（１）提出期間

令和元年９月２０日（金）から令和元年９月２６日（木）午後５時まで。

なお、提出期限後に提出する企画提案書等は無効とする。

（２）提出書類

ア　企画提案書

イ　委託料見積書（様式任意）

ウ　委託料見積内訳書（様式任意）

（２）態様

①　任意様式とします。

②　華美な装丁やファイリングはご遠慮ください。

③　A4･両面綴じ･クリップ止めとします。

（３）提出部数

８部

（４）提出場所

３と同じ

（５）提出方法

確実に届く方法であれば郵送･宅配可。

（６）その他

提出された見積書は、評価資料とするが、本プロポーザルに係る契約金額算定上の根拠となるものではない。

１０　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

（１）企画提案の審査は、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

（２）プレゼンテーション及びヒアリング日程等

ア　日時

令和元年１０月２日（水）

詳細時刻は、資格審査結果の通知後、追って通知する。

イ　場所

栃木県小山市大字神鳥谷２２５１番地１

地方独立行政法人新小山市民病院　２階さくらホール

会場および控室の経路は、追って通知する。

ウ　次第

・入室及び準備

・企画提案書に基づくプレゼンテーション

・質疑応答
・片づけ及び退室
・提案者交代

エ　その他

・プロジェクター、マイク、電源タップ、ＰＣバッテリー、レーザーポインター、ホワイトボードは当院が用意する。
・パソコン（ノート型に限る）は各自持参すること。
・パソコンの起動時間は所要時間に含めない。
・自己紹介の時間は所要時間に含める。
・出席者の人数は、５名程度までとする。
・控室を用意するが、自社プレゼンテーション時の控室の占有は厳禁とする。

１１　審査

（１）審査方法

企画提案評価方式によるものとする。参加者から提出された提案内容、過去の実績、能力等が明示された書類、当該委託業務内容のプレゼンテーション及びヒアリングにより、その適正を総合的に判断し、受託候補者ならびに次点者を選定する。

（２）審査結果

上記審査方法により審査を行ない、最も高得点を獲得した事業者を受託候補者として、次位の事業者を次点者として選定する。

審査結果は、令和元年１０月４日（金）に FAX 及び E-Mail により提案者へ通知する。

（３）審査は非公開とする。また、審査に対する異議申し立ては一切受け付けない。

（４）次の事由に該当する場合は失格とし、審査の対象としない。

ア　提出期限内に書類が提出されない場合
イ　提出書類に不備が有る場合
ウ　提出書類に虚偽の記載が有る場合
エ　プレゼンテーションに出席しない場合

（５）プレゼンテーション及びヒアリング時の態度も評価の対象とする。

（６）選定結果は、当院ホームページ（入札情報）上で公表する。

１２　契約の締結

（１）受託候補者は、随意契約の優先交渉権者とする。受託候補者との協議が整った場合は契約を締結する。なお、受託候補者との協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者とする。

（２）契約保証金

契約締結日までに、１年度の支払予定額の１００分の１０以上の契約保証金を

納付しなければならない。

ただし、地方独立行政法人新小山市民病院契約規程（平成２５年４月１日規程第５１号）第３０条第１項第１号または第３号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

１３　その他

（１）本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

（２）必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。

（３）参加申請書類の提出及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

（４）提出された参加申請書類及び企画提案書等は返却しない。

（５）参加申請書類及び企画提案書は提出期間後においては、差替え、再提出ができない。参加申請書類及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。

（６）提出された参加申請書類及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。

（７）公募に参加しようとする者は、本件に関して、当院の院内保育園監督部署、小山市保育当局、本プロポーザル事務局及び保護者に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

（８）委託料の支払は、月払いとする。

１４　照会先

３と同様。